

糸島市補助金設計書

所管課	子ども課
-----	------

補助金名称	障害児保育事業補助金
区分	奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市社会福祉法人の助成に関する条例、同条例施行規則 【内規】糸島市私立保育所等障害児保育事業補助金交付に関する要領

【長期総合計画体系】

基本目標 2 __子どもが健やかに育つまちづくり

政策 1 __子育て支援の充実

施策 __支援が必要な子どものサポート体制の充実を図る

1 補助の目的

障害児等を受け入れている糸島市内の私立保育所等に対し、加配保育士等の雇用に対する補助を行うことで、障害児及び軽度障害児の処遇の向上と受け入れの拡大、並びに子育て支援の充実を図ることを目的とする。

障害児等を受け入れた場合、公定価格のみで加配保育士を雇用することはできないため、その差額を補助する。

安心して子どもを生み育てることのできる環境をつくるため、すべての園で障害児等を受け入れる体制を整えたい。

2 成果指標

成果指標：障害児等の受け入れ園数

目標値：5園（平成28年度）→13園（平成32年度）

1

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

特別児童扶養手当対象児童、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳所持者、障害等の医師の診断書のある児童に対する保育士等の加配に対する補助。

【補助対象者】

障害児を受け入れている糸島市内の私立保育所、認定こども園（2・3号）

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】 人件費相当額

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助額】

私立保育所が実際に雇用した加配保育士または加配補助者に係る経費と下記の または をそれぞれ比較していずれか少ない額とする。

加配保育士 1 人当たり 糸島市臨時職員単価6,430円×21日×職員の配置月数

加配補助者 1 人当たり 糸島市臨時職員単価6,430円×21日×職員の配置月数に2分の1を乗じて得たもの

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

平成32年度まで